

徳島県選挙管理委員会告示第45号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「よって」を「よる」に改める。

第7条の3中「より」を「よる」に改める。

第11条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第14条第2項を削る。

第15条中「順位」を「順序」に改める。

第16条の次に次の一条を加える。

（掲示場の余白の利用）

第16条の2 市町村委員会は、掲示場に余白があるときは、必要に応じ、その余白を選挙に関する啓発又は周知のために利用することができる。

第40条中「とする」を「に準じて作成しなければならない」に改める。

第41条の見出しを「(立札等の表示)」に改め、同条第二項中「第5条」を「第5条本文」に改める。

第49条の2第2項第1号中「記載し、又は記録した掲載文1通」を「記載した掲載文1通又は記録した掲載文」に改め、同項第2号中「裏面」を「写真(印画紙に印画したものである場合は、裏面)」に、「1枚」を「1枚)」に改める。

第51条第2項中「より」を「よる」に改める。

第53条第1項中「、又は」を「、若しくは」に改め、同条第2項中「、同項」を「同項」に改める。

第54条第2項中「理由」を「事由」に改める。

第60条中「掲示」の次に「(以下この章において単に「氏名等の掲示」という。)」を加える。

第61条第1項中「この場合において、」を削り、「もまた」を「も、」に改める。

第62条中「掲示後において」を「氏名等の掲示をした後」に改める。

第63条第1項中「法第175条第1項、第2項及び第8項の規定による」を削り、「あつては、」を「あつては」に、「取下げ」を「取り下げ」に改め、同条第3項中「第1項」を「市町村委員会は、氏名等の掲示をする前に第1項」に、「その」を「白紙を貼る等の方法により、掲示中その」に、「部分は、白紙を貼る等の方法により」を「部分を」に改める。

第63条の5第2項中「4けた」を「4桁」に改める。

第66条第1項中「県委員会事務室」を「県委員会の指定する場所」に改め、同条第2項中「破損」の次に「、汚損」を加える。

第67条中「の書記」を削り、「閲覧」を「その閲覧」に改める。

第78条の見出し中「知事選挙」を「知事の選挙」に改める。

第79条中「とする」を「に準じて作成しなければならない」に改める。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式（選挙事務所標札）（第4条関係）

その1（候補者用）

第何号
令和何年何月何日執行何選挙何選挙区(何選挙)
候補者(氏名)選挙事務所
徳島県選挙管理委員会 印

備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

その2（候補者届出政党用）

第何号
令和何年何月何日執行衆議院小選挙区選出議員選挙何選挙区
候補者届出政党(名称)選挙事務所
徳島県選挙管理委員会 印

備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

第6号様式（自動車及び船舶の表示）（第4条関係）

その1（自動車及び船舶用）（候補者用）

第何号	候補者(氏名)
令和何年何月何日執行何選挙何選挙区(何選挙)	
自動車	
選挙用	
船舶	
	徳島県選挙管理委員会 印


備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

その2（自動車及び船舶用）（候補者届出政党用）

第何号	候補者届出政党(名称)
令和何年何月何日執行衆議院小選挙区選出議員選挙	
自動車	
選挙用	
船舶	
	徳島県選挙管理委員会 印


備考 「第何号」には、候補者届出政党に対し、県委員会が交付した順序を記載するものとする。

その3（拡声機用）（候補者用）

第 何 号	候補者(氏 名)
令和何年何月何日執行何何選挙何選挙区(何何選挙)	
選挙用拡声機	
徳島県選挙管理委員会 	

備考 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。

その4 (拡声機用) (候補者届出政党用)

第 何 号	候補者(氏 名)
令和何年何月何日執行何何選挙何選挙区(何何選挙)	
選挙用拡声機	
徳島県選挙管理委員会 	

備考 「第何号」には、候補者届出政党に対し、県委員会が交付した順序を記載するものとする。

第6号様式の3を次のように改める。

第6号様式の3 (選挙運動用ビラの証紙) (第7条の3関係)

その1 (候補者用)

令和何年執行第何回 何何選挙何選挙区(何何選挙) 選挙運動用ビラ 候補者用 (番号) 徳島県選管

備考

- 「番号」は、衆議院小選挙区選出議員選挙にあつては7万枚、県知事選挙にあつては11万5000枚、県議会議員選挙にあつては1万6000枚を1組として一連番号を記載するものとする。
- 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

その2 (候補者届出政党用)

令和何年執行第何回 衆議院小選挙区選出議員選挙 何選挙区 選挙運動用ビラ 候補者届出政党用 (番号) 徳島県選管
--

備考

- 1 「番号」は、4万枚を1組として一連番号を記載するものとする。
- 2 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第6号様式の4中「届出順位」を「届出順」に改める。

第6号様式の5を次のように改める。

第6号様式の5（選挙運動用ポスターの証紙）（第7条の5関係）

令和何年何月何日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 何選挙区 選挙運動用ポスター 候補者届出政党用 (番号) 徳島県選管

備考

- 1 「番号」は、1000枚を1組として一連番号を記載するものとする。
- 2 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第6号様式の6中「届出順位」を「届出順」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（証票）（第8条関係）

その1 申請者が候補者等の場合に交付する証票

政治活動用事務所 令和何年3月まで有効 候補者等用 (番号) 徳島県選管
--

備考

- 1 「番号」は、県委員会で証票交付申請書を受理した順序により、一連番号を付するものとする。
- 2 証票の材質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

その2 申請者が後援団体の場合に交付する証票

政治活動用事務所 令和何年3月まで有効 後援団体用 (番号) 徳島県選管
--

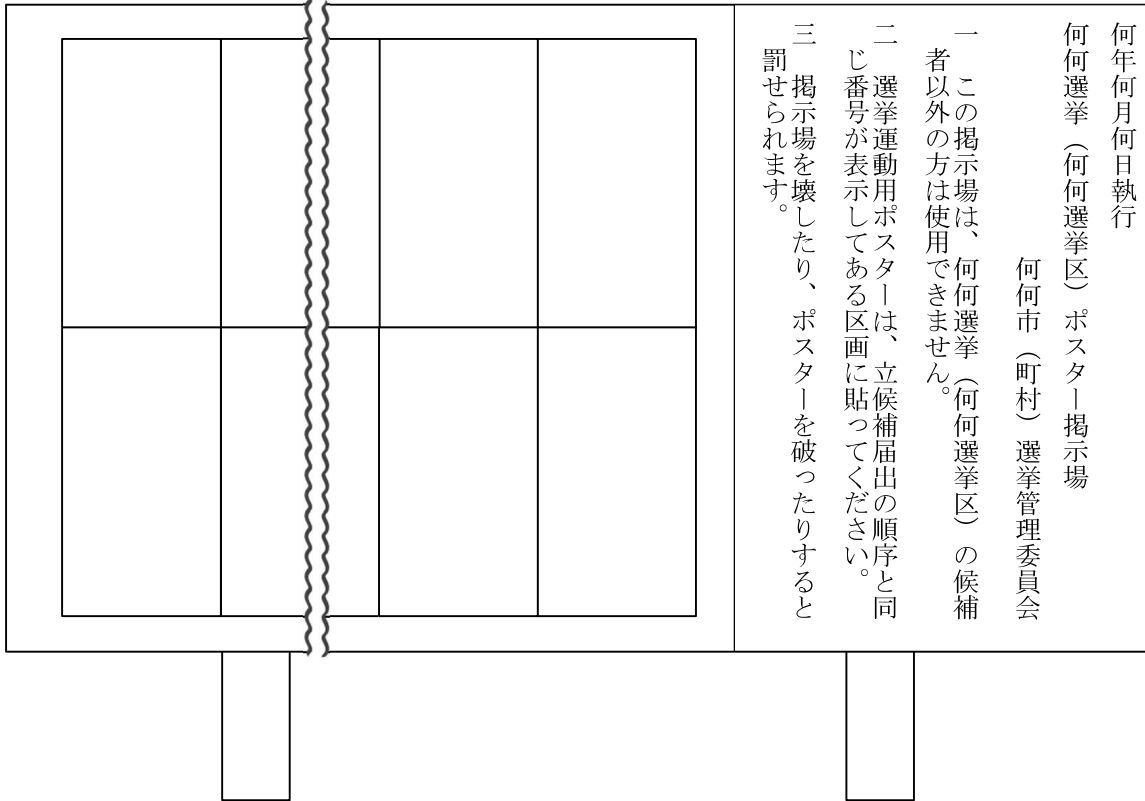
備考

- 1 「番号」は、県委員会で証票交付申請書を受理した順序により、一連番号を付するものとする。
- 2 証票の材質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（ポスター掲示場）（第12条関係）

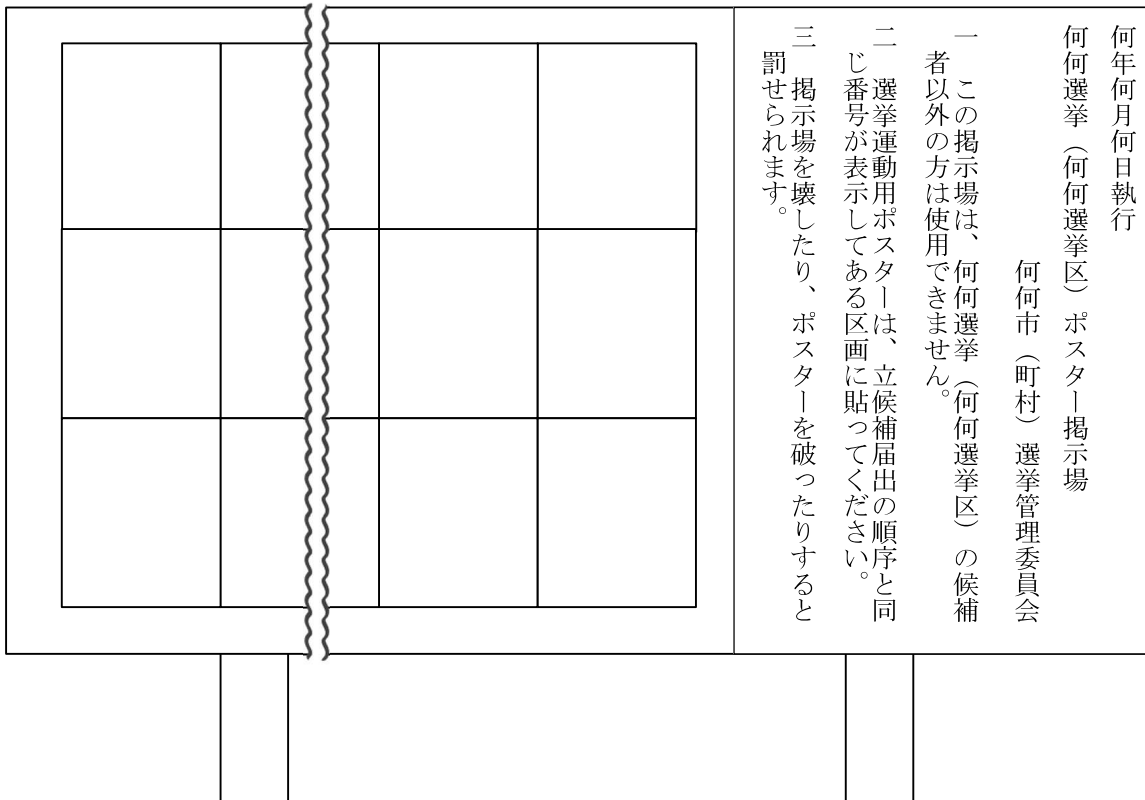
その1 (区画数が12以下の場合)



備考

- 1 掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
- 2 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横45センチメートルとし、区画を明瞭に区分し、区画番号を明記する。

その2 (区画数が13以上の場合)



備考

- 1 掲示場は、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。
- 2 各ポスター掲示区画は、おおむね縦横45センチメートルとし、区画を明瞭に区分し、区画番号を明記する。

第12号様式中「届出順位」を「届出順」に改める。

第13号様式から第19号様式までを次のように改める。

第13号様式から第19号様式まで 削除

第21号様式を次のように改める。

第21号様式（個人演説会等用表示板）（第41条関係）

その1（個人演説会用）

第何号 No.		個人演説会用表示板		10.5 cm
候補者	ふりがな 氏名			
掲示者	住所			
	氏名			
選挙・選挙区 (選挙)	令和何年何月何日執行何何選挙何選挙区(何何選挙)			
徳島県選挙管理委員会 印				
15 cm				

備考

- 1 「第何号」には、候補者の届出順を記載するものとする。
- 2 「No.」には、候補者ごとに一連番号を記載するものとする。

その2（政党演説会用）

第何号 No.		政党演説会用表示板		10.5 cm
候補者届出政党				
掲示者	住所			
	氏名			
選挙	令和何年何月何日執行衆議院小選挙区選出議員選挙			
選挙区	何選挙区			
徳島県選挙管理委員会 印				
15 cm				

その1・A（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票を記載する場所内の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等 掲示	
(ふりがな) 衆議院名簿届出政党等の名称 略	(ふりがな) 称

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項、第6項、及び第8項の規定により、県委員会が定めた順序に従い、右から行うものとする。
- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。
- 3 衆議院名簿届出政党等の数によっては、その1・Bの様式を使用する。

その1・B（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所及び市町村委員会の委員長が管理する不在者投票を記載する場所内の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等 掲示			
(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称 略	(ふりがな) 略	(ふりがな) 衆議院名簿届 出政党等の 称	(ふりがな) 称

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項、第6項、及び第8項の規定により、県委員会が定めた順序に従い、まず上段の右から左へ行い、次に下段の右から左へ行うものとする。
- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」及び「略称」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。

その2・A（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内のその他の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等掲示							
(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称							
(ふりがな) 略称							
名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項の規定により、県委員会がくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとする。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。
- 3 衆議院名簿届出政党等の数によっては、その2・Bの様式を使用する。

その2・B（衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内のその他の適当な箇所の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区名簿届出政党等名称等掲示							
(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称							
(ふりがな) 略称							
名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名	順位	(ふりがな) 氏名

備考

- 1 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項の規定により、県委員会がくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。

- 2 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとする。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。

その3・A（参議院比例代表選出議員選挙における氏名等の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示					
(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称					
(ふりがな) 略称					
(ふりがな) 名簿登載者の氏名					

備考

- 1 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第175条第3項又は第6項の規定により、県委員会がくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとする。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付さなければならない。
- 3 参議院名簿届出政党等の数によっては、その3・Bの様式を使用する。

その3・B（参議院比例代表選出議員選挙における氏名等の掲示の様式）

令和何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示					
(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称					
(ふりがな) 略称					
(ふりがな) 名簿登載者の氏名					

備考

第29号様式の3 (選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式) (第63条の3関係)

その1

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

令和何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)
候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 令和何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から徳島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 令和何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から徳島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第6条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名

記

- 1 契約年月日 令和何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から徳島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の4 (選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式) (第63条の3関係)

その1

確認番号

自動車燃料代確認書

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 令和何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、徳島県に支払を請求することはできません。

その2

確認番号

ビラ作成枚数確認書

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。

確認番号

ポスター作成枚数確認書

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第6条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

記

- 1 令和何年何月何日執行何選挙(何選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。

第29号様式の5（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第63条の5関係）

その1

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	令和何年何月何日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、徳島県に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書
(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和何年何月何日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が徳島県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和何年何月何日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 7 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の6（ビラ作成証明書の様式）（第63条の5関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

100,000枚＋15,000枚×（当該都道府県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数－1）
ただし、300,000枚を超える場合には、300,000枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

419,000円＋5円62銭×（当該作成枚数－50,000）

—————＝単価……1銭未満の端数は

当該作成枚数

切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の7（ポスター作成証明書の様式）（第63条の5関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和何年何月何日

令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
候補者 氏 名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が徳島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、徳島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
316,250円+586円88銭×ポスター掲示場数

—————=単価……1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

単価×確認された作成枚数=限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
609,690円+30円73銭×（ポスター掲示場数-500）

—————=単価……1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第29号様式の8 (請求書の様式) (第63条の6関係)

その1

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和何年何月何日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表
者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出して下さい。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、徳島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙) その1

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 64,500×()=	円	
令和何年 何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 64,500×()=	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 16,100×()=	円	
令和何年 何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 16,100×()=	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日		円 円 ()×()=			
令和何年 何月何日		円 円 ()×()=			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A)の(計)欄又は(B)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(A)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和何年 何月何日	円	円 12,500	円	
令和何年 何月何日	円	円 12,500	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A)又は(B)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書
(ビラの作成)

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和何年何月何日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、徳島県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭
 - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $419,000円 + 5円62銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)$
----- = 単価……1銭未満の端数は
当該作成枚数

切上げ

- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書
(ポスターの作成)

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第6条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和何年何月何日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、徳島県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考	
	単価(A)	枚数(B)	金額(A)×(B)= (C)	単価(D)	枚数(E)	金額(D)×(E)= (F)	単価(G)	枚数(H)	金額(G)×(H)= (I)		
	箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$$\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第35号様式の2を次のように改める。

第35号様式の2(政治活動用ポスター証紙)(第77条、第78条関係)

令和何年執行
何何選挙
政治活動用ポスター
番号—選挙区名
徳島県選管

備考

- 「選挙区名」は、知事の選挙にあつては衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、県の議会の議員の選挙にあつては当該選挙の選挙区を記載すること。
- 用紙の紙質、規格等については、県委員会が定めるものとする。

第39号様式及び第40号様式を次のように改める。

第39号様式（政治活動用自動車表示板）（第80条関係）

(政党その他の政治団体名)
令和何年何月何日執行何何選挙
政治活動用自動車
徳島県選挙管理委員会 印

第40号様式（証紙）（第81条関係）

第何号の何	
政談演説会告知用立札等の表示	
開催日時	令和何年何月何日 午前(後)何時何分
使用する施設 の名称	
政党その他の 政治団体の 名称	
政談演説会開 催届出書交付 番号	第何号
徳島県選挙管理委員会 印	

備考 「第何号の何」には、政談演説会開催届出順及び証紙の交付枚数（5枚）の一連番号を記載するものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。